

# 令和5年度 群馬県水防計画（案）について

---

## 水防計画書とは

水防法の規定に基づき、洪水等に対し、県内の水防管理団体の水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めるもの。

## 【令和5年度群馬県水防計画（案）の改正点】

---

今年度の群馬県水防計画の改正点は、下記「改正概要」のとおりです。

### 【改正概要】

#### ① 重要水防箇所の変更

（1）河川改修完了による要注意区間への指定

【本編 P 77】

#### ② その他事項の変更

（1）連絡系統や連絡先の変更に伴う修正

## 【① 重要水防箇所の変更】

### (1) 河川改修完了による要注意区間への指定

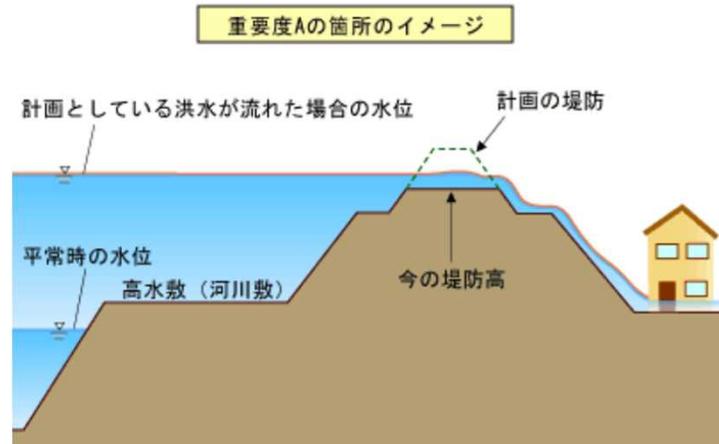
一級河川烏川外1河川の重要水防箇所Bの区間の堤防整備が令和4年度に完了したため**要注意区間**とします。

この箇所は要注意区間として令和5年度から令和7年度までの3年間監視し、安全性が確認できれば、重要水防箇所の指定を外す予定です。



## 【参考】重要水防箇所指定について

### 【堤防高(流下能力)】



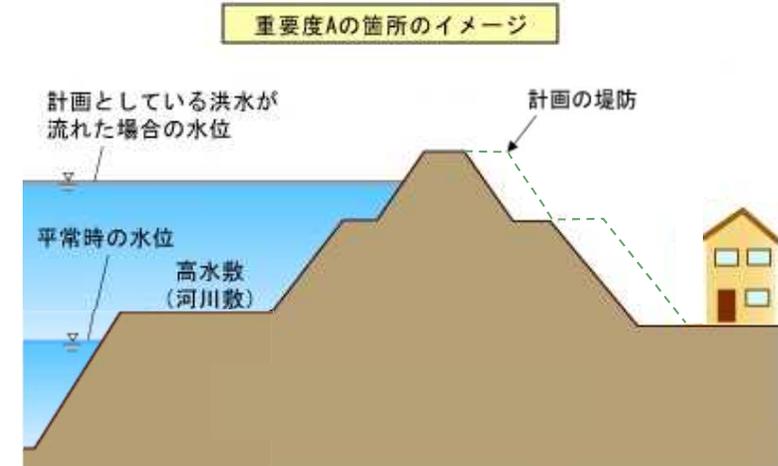
#### 【重要度 A】

計画規模の洪水が流れてきた場合に、水位が現在の堤防を越える箇所。

#### 【重要度 B】

計画規模の洪水が流れてきた場合に、水位が現在の堤防高以下であるが、必要な余裕高がとれていない箇所。

### 【堤防断面】



#### 【重要度 A】

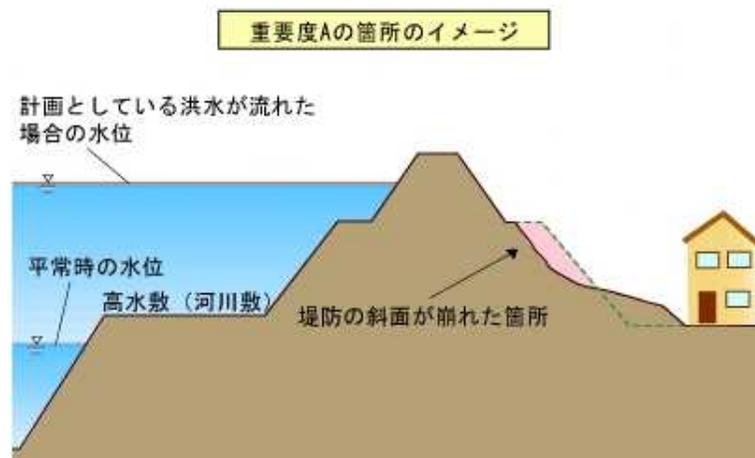
現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。

#### 【重要度 B】

現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。

## 【参考】重要水防箇所指定について

### 【法崩れ・すべり】



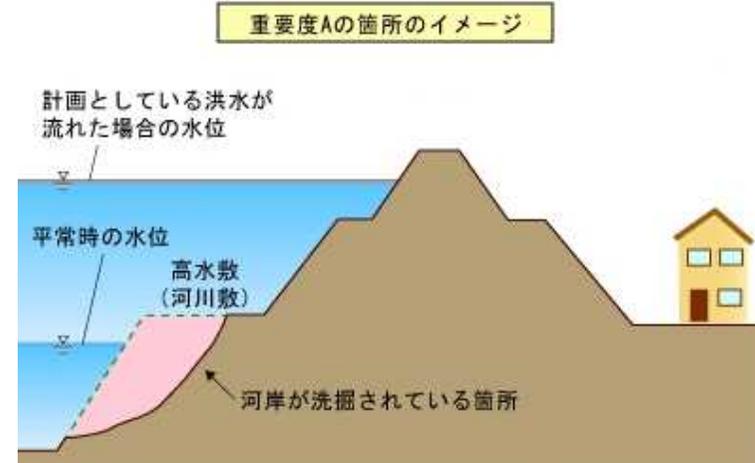
#### 【重要度 A】

法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。

#### 【重要度 B】

法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。  
法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未実施の箇所。

### 【水衝・洗掘】



#### 【重要度 A】

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。また、橋台の取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。

波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。

#### 【重要度 B】

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。